

■特 集 東日本大震災と各センターの対応 1~7

■寄附報告・編集後記 8

認定NPO法人

全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-10

東京外国語大学本郷サテライト 6 階

TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317

ホームページ <http://www.nnvs.org/>

東日本大震災と各センターの対応

東日本大震災に伴う支援活動

公益社団法人 みやぎ被害者支援センター

その時 ～センターの被災状況

3月11日（金）午後2時46分。震度7.2 マグニチュード9の大地震は突然起きた。

「地震だー」立つことも座ることもできなくなり、「みんな机の下にもぐって！」と叫ぶ声を聞きながら、机の下に入ったが体がとばされそうで机の脚にしがみつき、部屋中のロッカーが倒れる音、食器類が割れる音、「怖い！助けて！」若い職員の泣き叫ぶ声に、誰もが一瞬死を覚悟していた。

地震が落ち着くと部屋の散乱はひどく、電話相談員の一人は腰が抜けて立てない状態、廊下に出ると各部屋の人達が顔色をなくして凄かった、怖かった・・・と立ちすくんでいた。

大小のロッカーは全て倒れ書類散乱、額縁、大花瓶、茶器類、ポット、電話等落下、壁ひび割れ、ドアの開閉不都合等々事務室、面接室、研修室は足の踏み場もない状況に全員呆然と立ちすくむだけであった。

(被災直後のセンターの動き)

翌日から後かたづけも出来ないまま、鳴り続ける遠方からの家族安否確認の相談電話に対応する傍ら、足の確保ができて来所できるスタッフが手分けして、センター全員の安否確認を行い、全員の無事が確認されたのは震災から8日後のことだった。

一方、自助グループ会員や現在直接支援に関わっている被害者等の安否確認の作業に入ったが、県内各地の全員に連絡がとれたのは一ヶ月もかかっている。身

内を亡くしたり、家を流された被害者等もいることを知り、犯罪と震災の両被害に慰めの言葉もない。

最大の被災地である沿岸部の支援員は、継続支援中の殺人被害者ご遺族の安否を気遣い、交通手段も断たれ、電話も通じなかったため、瓦礫と余震が続く中を歩いてご遺族の避難場所を探し歩き、ご遺族と対面するや抱き合っただけ無事を喜び合ったとの報告もあった。

センターの支援活動～身元不明遺体確認ご遺族に対するサポート

(支援の経緯)

震災後6日目警察本部から当センターに

「身元不明確認・安否確認のため連日ご遺族等が遺体安置所を訪れ警察官や県職員が不眠不休で対応しているが、ご遺族等の悲嘆の深さに現員でのサポートには限界がある。これらご遺族等のサポートカウンセリングの対応支援を要請したい」と県内で最大のご遺体安置所となった県総合体育館「グランディ21」への派遣要請であった。

即、三輪理事長に連絡、当センター定款第3条に基づき支援要請に応じることを了解し、県警本部犯罪被害者支援室長と当センター大場事務局長による事務レベルでの打ち合わせを行い、翌日からの支援活動となった。



ご遺体の写真から家族を捜す方に寄り添う。スタッフは白いベストを着用。



ご家族に対応する
スタッフ



探しに来る方の為
に資料整理

(体制等)

3月17日～5月5日の40日間（原則9時～17時） 毎日
3名（経験豊富な支援員 男性1名、女性2名）延べ
120名

この間、支援員が対応したご遺族等 285組（約1000名）

(主な支援の内容)

- 1 ご遺体の写真掲示板での対応
- 2 遺体安置所への付添同行
- 3 ご遺族からの要望や悲嘆の傾聴 である。

支援員が毎日記載した活動状況の記録簿から、

- 流される寸前まで父親と車の中において、一人降車したという大学生の長男、その後津波がきて父親が死んだのは、自分のせいだと責める彼に「悪いのは貴方ではない。津波です」と支援員が肩に手を置くと、長男はハラハラと涙を流し、母親は我々に静かに頭を下げた。
- 祖父の遺体に泣き崩れる小学生の孫、「おじいちゃんの顔いい顔ネ。苦しそうな顔してないよ」と言う「じいちゃん誰かを助けようと逃げなかったんだ」誇らしげに言い切る。
- 5歳の娘と祖父が波にのまれ、娘の遺体写真を見つけた若い両親「娘は5年しか生きられなかった！」と号泣。手を握りしめ係員と遺体安置所に同行。棺の前で再び泣き崩れる、背中をさすり、辛さ、悲しさに共感、「思いきり泣いてもいいのですよ」と言う「泣いてもいいのですか？」と顔を上げた母親に黙ってうなずく。母親は棺の娘にしばし語りかけ、助けてやれなかったことを詫言びて「これからじいちゃんを探しに行きます」と我々に感謝し気丈に帰る。

支援員のストレス、代理被害の軽減等

災害支援活動の中でも、遺体関連業務は最も過酷な業務のひとつであると言われている。

支援員それぞれが、その悲惨さ、恐怖等の強烈な感情をこらえ、しかも余震、寒さ、自分達の家の被災や食料調達問題等のストレスを抱えながら、最後まで士気が下がることなく任務を終了できたのは、支援員同志が毎日の車中での語らいの中で、心の安定を保てたことや、センターで待ち受けるスタッフの細やかな労い、気遣い、さらには、全国ネットはじめ各センターの暖かい支援があったからと心から感謝したい。

宮城県の被害状況（11月9日現在）

死者	9,462人
行方不明者	1,995人
建物全壊・半壊	170,564戸
県外避難者数	8,449人

東日本大震災と被害者支援センターの対応

社団法人いわて被害者支援センター岩手はじめに

この度の「東日本大震災」を想定外と言う言葉で被災の大きさを表現することが多い。

しかし、記録によれば岩手県では、過去100年前後に今回の地震に匹敵する巨大地震・津波を2度も体験している。今から115年前の明治29年6月15日岩手県釜石沖を震源とする推定マグニチュード8.3前後の巨大地震・津波「明治三陸地震」により岩手県では、死者・行方不明者18,158人、家屋倒壊・流失約12,000戸、船舶流失約7,000隻等の被災。



北リアス線付近の被災状況

そして78年前の昭和8年3月3日にも、岩手県釜石沖を震源とする推定マグニチュード8.1の巨大地震・津波「昭和三陸地震」による死者・行方不明者は2,671人、家屋全壊・流失約10,000戸等の被災であった。

それを教訓に、岩手県沿岸では高さ約10メートル前後の防潮堤を築き巨大津波に備えて来たが、今回はそれを乗り越えられ想定外の甚大な被害となった。

県内の被災状況（10月末）

沿岸部は、巨大津波による死者・行方不明者6,029人、家屋の流失・全壊25,000戸、一部破損30,000戸以上、特に、陸前高田市、大槌町、山田町、宮古市田老町、岩泉町小本地区、野田村は市街地が消滅する壊滅的な被害を受けた。市町村役場、警察署、病院、学校等の流失損壊のほか道路、鉄道の流失・損壊も多く、未だ復旧の目途すら立っていない状況である。

水産・漁港関係では、漁港施設111のほぼ全漁港が壊滅的な被害、70以上の水産加工場、漁船約6,000隻、養殖施設26,000台以上が流失・損壊するなど、生活の糧を奪い去る甚大な被害となった。

県への支援状況

当センターは、定款で定めているように犯罪被害者等への支援団体であり、被災者支援は含まれていない。そのため、今回のような大災害の場合は、例外として都度検討の上支援することになる。

○ 外国からの義援金の贈呈（6月）

韓国の被害者支援団体からの義援金が全国被害者支援ネットワークを通じて当センターに送金されたので県（県知事）に贈呈した。

○ 警察職員の惨事ストレス対策支援（5・6月10～11月）

警察本部長からの要請により、当センターの臨床心理士2名を派遣した。

（従事日数のべ12日間・対象人員約170名）

センターによる支援活動

○ 沿岸被災地12市町村及び管轄警察署へのお見舞い・慰問を実施（5月）



負担金を頂いている被災沿岸12市町村及び津波被災地を管轄する5つの警察署を訪問、見舞い品を届けた。（購入に当たっては全国被害者支援ネットワーク及び全国の支援センターから寄せられた義援金を活用させて頂いた。）

○ 県警への支援申し入れ

岩手県警（被害者支援担当課）に対して、現地支援については遠距離につき、無理であるが、盛岡市内における支援物資の整理等の作業に対しては、事務担当者等（3名まで）差し出す用意がある旨申し入れを行った。これまでのところ要請はない。

センターの被災状況と被災後の通常活動

○ 当センターは被災なし

県の施設で鉄筋コンクリート3階建の堅牢な建物で2階部分に入居している。地震は震度6弱とこれまで経験したことが無い激しい揺れを感じた。

地震発生時、事務所には事務方3名、隣室の電話相談室に支援活動員2名が勤務していた。棚から物が落ちたりはしたが部屋外に退避し人的被害はなかった。

○ 緊急5役会議を開催 3月14日（月）…「今後の活動について」討議した。

・相談活動は、盛岡市及び近郊の支援活動員で対応し間隙を生じさせない

・県警に対して、「人員を限定して支援する用意がある」ことを伝える等を確認した。

（センターから沿岸市町村へは一番近い宮古市で100km、当時の交通流で片道3時間）

○ 相談活動は平常通り実施

地震発生直後に電気・水道・電話等のライフラインが停止したので、当日は午後4時にセンターを閉鎖し帰宅させた。電車、バス等も全面的にストップした。

翌々日の日曜日、電気・電話が一部開通したので、専務と事務局長がセンターに出勤して理事長以下の理事、監事、支援活動員の安否確認を行い全員が無事であることを確認した。

センター業務は、14日（月）から平常通り実施した。

全国被害者支援ネットワーク及び全国被害者支援センターへ御礼

東日本大震災発生当初から、電話・メール等での激励のほか、たくさんの義援金を頂戴し一同深く感謝しております。皆様に心から御礼申し上げます。

（岩手・日山）

東日本大震災避難者への対応について

社団法人ふくしま被害者支援センター

「平成23年3月11日午後3時46分」は、大地震と巨大津波が発生し、東北の太平洋沿岸部に大被害をもたらし、その上、福島県内ではこれらの被害に起因する原子力発電所の事故により放射能汚染が広まった、忘れることのできない日となってしまいました。

【安否の確認】 私は、当日は出張していたので、月曜日である3月14日を待って、全支援活動員及びご家族の安否の確認を行いました。家屋の一部損壊の方がおりましたが、幸いにも全員無事であることが確認でき、ホッとしたことを覚えています。

【支援活動】 史上最悪の災害に直面し、私たちのボランティア団体は定款に被災者支援事項について明記がないこともあって、「何をなすべきか」「何をしなければならぬのか」を考えました。

- ①当センターで培った知識や経験が有効に活用できることが多いのではないかと。
- ②多いとするならば、それらを社会に還元することも大切なのではないかと。
- ③大被害に直面している福島県民のために何かを為すべきではないかと。

つまり、「黙って手を拱いていてよいのか」という、自問自答だったのです。

そして、ボランティア団体として何らかの行動を起こすべきではないか、との思いに至り、情報の収集を始めました。

早速、県内の避難場所を調査しましたところ、4月5日時点で

県内に	330か所	30,093人
福島市内に	25か所	3,045人

となっており、県北方部での最大の避難所は、福島第1



原発から約60km離れている「県立運動公園のあづま体育館（当時、避難者数が約1,300人）」であることがわかり、大災害から1カ月後の4月11日から、毎日2名を派遣し、「被災者支援相談コーナー」を開設しての活動を開始しました。

【活動結果】 4月から6月までは土日を除き毎日、7月・8月は週3日とし、合わせて81日間の活動を行いました。その間、1,800人近い人が訪れ茶飲み話をしながら、気を楽にした一時を過ごしていかれたのです。

話題としては、避難生活への不安や不満、仮設住宅を含む住宅問題、放射能被害への不安、東京電力や行政への不満、健康問題等切実な内容が多く、中には、支援活動員が二次受傷に近い状態に至ったものもありました。

【感想】 このコーナーの開設により、私たちも多くのことを学びました。

それは、被災者の中でも、特に放射能汚染被災者は、自らは何の落ち度もないのに、住み慣れた家を、大切な我が家を追われ、かけがえのない故郷を捨て避難させられた人たちです。そして、その多くの人達は、職を奪われ、生業の放棄をも余儀なくされ、放射能の収束なくしては復旧・復興のスタートラインにも立てず、ただひたすら汚染の拡大が収まり、除染が進み、再び故郷へ、そして我が家へ戻れる日を待っている人たちなのです。

そして、話しかけてくる人は、聞き役である私たちを見た上で、

- ①信頼関係を築くことができ、はじめて真実を話すこと
- ②自分の話の聞き役として満足かどうかは、相談者側が決めること
- ③どこまで話すかは、聞き役の実剣度によって決めること

等を判断していることを、心得たうえで対応する必要がある、と学びました。

このような教訓を今後の活動に生かしていきたいと総括したところです。

最後になりますが、この間、全国被害者支援ネットワークはじめ全国の被害者支援センターの方々による、義援金や支援・応援の声を沢山頂戴いたしましたことは、大きな励みとともに重い責任感を育んで下さったことであり、改めて深く感謝と御礼を申し上げ、報告とさせていただきます。

(福島・廣木)

茨城の被災とその後

公益社団法人いばらき被害者支援センター

東日本大震災に際し、全国の各センター様より心温まる義援金を賜り、厚く御礼申し上げます。震災とその後の状況を以下報告いたします。

1. 茨城県内の主な被害状況

人的被害：死亡24名、行方不明1名
 住宅被害：全壊3,196棟、半壊22,739棟、床上浸水1,607
 避難者77,285人、避難所40市町村594か所
 福島県からの避難者1,865人

茨城県では地震、津波の他原発事故の影響を受けました。地震の特徴は地盤の液化化と埋立地の被害が特に多かった事です。津波の被害は沿岸地域全般に及び今も1名が行方不明です。ただ東海第2原発が冷温停止出来たのが幸いでした。福島第一原発事故による県民の不安は今も続いております。

2. 県の支援状況

当初は不明者の捜索、ライフラインの復旧や避難所の開設等が主で、現在は道路等の復旧や、福島県からの避難者への住居提供などを行っています。

3. センターによる支援活動

下記の方針とし待機しましたが、支援要請は有りませ

んでした。

- 電話相談、直接支援活動は通常通りとする。
- 常磐大学が福島県から受け入れた中・高校の転入生からの要請に対しては、被害以外の要求であっても支援する。

大規模災害では人々は自治体を頼り、避難所が自助グループになっていると考えます。

4. センターの被災状況と被災後の通常の支援活動

当日2名が勤務中で、棚の物が落下しましたが、幸い怪我は有りませんでした。タクシーで12時間半かけて帰宅した者は、余震の恐怖から4月中旬まで出勤出来ませんでした。震災直後支援員の安否確認では電話連絡が困難でした。建物は3月23日頃入構可能になり事務所を復旧後25日から支援活動を開始しました。

東北支援ボランティアの要請も来ましたが、人数不足で対応出来ませんでした。

ネットワークへの連絡が遅れご心配をおかけしました。今後非常時の連絡方法をルール化しておく必要性を感じました。

東日本大震災における千葉県の被災状況対応について

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター

3月11日に発生した東日本大震災は、千葉県にも被害をもたらしました。成田市、印西市で震度6弱を観測した他、多くの市町村で震度5強を観測しました。また、津波による被害や液化化現象による被害もあり、死者20名、行方不明者2名、建物の全壊783棟、半壊9192棟などの被害が報告されています。県では、災害復旧・復興本部を立ち上げ、市町村等と連携しながら、「千葉を元気に！千葉から日本を元気に！！」を合言葉に、中長期的な視点での被災者の生活支援や、被災事業者に対する支援に取り組んでいます。

当センターとしては、被災した方々に対して「ガイド



いばらき被害者支援センター事務局の様子



ライン」～「出来事」の後の、ストレス反応（自然で、正常な反応）として、誰にも生じる心や体の変化をあらわしたものを～を作成し、関係市町村に送付し、避難所等にいる被災者の方々にお届けしました。



千葉犯罪被害者支援センター事務局の様子

実際に相談等は現在までありませんが、今後の相談に対する体制は整えております。

この震災により事務所内もロッカー等が倒壊し、職員は近くの公園に避難をしました。その公園は液状化が発生し、地下の泥が湧き出ており、恐ろしい光景でした。

現在は、通常に電話相談や直接的支援活動を行っておりますが、現事務所は耐震検査の結果、建物自体が取り壊されることとなり、11月25日に緊急避難的に事務所を移転しました。

未曾有の被災をした日本が再び復興の日までがんばることを信じ、私どもも関係機関との連携を強化して、でき得る限りの支援をしていく所存です。

義 援 金 報 告



震災発生から1週間の全国被害者支援ネットワークが加盟団体や賛助会員等関係者に呼びかけたところ、3月18日から5月27日までの間に156万円以上の義援金をいただきました。さらには、韓国の全国犯罪被害者支援連合会（Korean Crime Victim Support Association; 略称KCVA）が、韓国全土の被害者支援団体に日本の震災・津波被害者への支援を呼びかけて集めてくださった420万円を、震災発生後わずか20日後の4月1日に寄付してくださいました。

いただいた義援金は、そのほぼ半額を、4月から9月にかけて、いわて被害者支援センター、みやぎ被害者支援センター、福島被害者支援センター、いばらき被害者支援センターに寄付しました。

さらに、6月15日には、残る全額280万円を、特に被災の激しかった宮城県、福島県、岩手県宛の寄付金として、各県所在のセンターに委託しました。委託した義援金は、6月の下旬に、各センターの役員から、各県へと渡されました。

加盟団体	1,094,448
個人	468,000
K C V A	4,200,000
利息	198
計	5,762,646

岩手県	6月22日	いわて被害者支援センター細江理事長から岩手県環境生活部長へ
福島県	6月24日	福島被害者支援センター廣木専務理事から福島県緑川保健総務福祉課長へ
宮城県	6月28日	みやぎ被害者支援センター三輪理事長から三浦宮城県副知事へ

物 資 支 援

・全国のセンターからみやぎ被害者支援センターへ

カイロ、石けん、消毒スプレー、マスク、フルーツ、のど飴、菓子、お茶、コーヒー、現金（上記義援金外）、コピー用紙、乾電池	北海道被害者相談室、大阪被害者支援アドボカシーセンター、被害者支援都民センター、秋田被害者支援センター、みやぎ被害者支援センター、全国被害者支援ネットワーク、やまがた被害者支援センター
---	--

民間被害者支援団体による大災害の被災者等に対する支援活動の今後のあり方について

富田 信穂

1 はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災においては、全国被害者支援ネットワーク（以下、ネットワークと略称）の加盟団体により、被災者等（地震や津波などにより、生命・身体・財産上の被害を受けた者及びその遺族又は家族を指す）に対して、さまざまな支援活動が行なわれた。その具体的な活動内容については、本号において、各団体によって報告されている通りである。また、社団法人みやぎ被害者支援センターの活動については、「安置所遺族に寄り添って―東日本大震災で犯罪被害者支援」と題する新聞記事でも紹介されたところである（2011年11月14日朝日新聞夕刊・河原理子編集委員の署名記事）。

本稿は、このような状況において、ネットワーク及びその加盟団体による、震災等の大災害の被災者等に対する支援活動の今後のあり方について検討するものである。なお、以下において意見にわたる部分は筆者の私見であり、ネットワークの公式見解ではない。

2 犯罪被害者等と大災害の被災者等の共通性

定款によれば、ネットワークは、犯罪等の被害者等に対して支援活動を行なう犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている団体または指定を受けることを計画している団体によって構成される。従って、支援活動の対象は、犯罪等の被害者等となる。これとは逆に、各加盟団体の定款において、災害等の被害者も支援の対象とすると規定している団体も数多く存在する。そのような定款が制定された背景や理由は必ずしも明らかではない。しかしながら、一般的には、犯罪被害者等が直面する問題と、災害の被災者等が直面する問題には、共通点が多く存在するので、犯罪被害者等に対する支援サービスの大部分は、被災者等にも応用できるものと考えられる。このことは、震災等の自然災害の被災者等にだけ当てはまるものではない。大規模な航空機事故や列車事故などの、人為的な原因による大災害の被害者等にも当てはまることである。例えば国土交通省における「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」の取りまとめにも、このような考えが示されている。

上記のように犯罪被害者等と大災害の被災者等の共通性が存在するのであるから、加盟団体の定款において、

災害の被害者等を対象とすると定めることは基本的には望ましいものであり、積極的に推進されるべきものと思われる。また、ネットワークにおいても、このような方向性を確認し、大災害への被災者等への支援のあり方を検討すべきであると思われる。

3 今後の支援活動のあり方

ネットワーク及び加盟団体による、大災害の被害者等に対する今後のあり方を検討するに当たり、参考になると思われる点を、以下に二点のみ掲げることとする。

第一は世界被害者学会（World Society of Victimology）の基本的見解である。世界被害者学会の対象とする被害は「犯罪及び権力濫用」（crime and abuse of power）であるが、「自然災害、事故及び疾病のような深刻な災害の被害者等も同様のトラウマ、喪失及び苦痛を経験している。被害者等のニーズに応えるためのサービスは、犯罪、権力濫用及び深刻な災害の被害者等に共通するものである」との見解を示し、これらの被害者等に関する研究や支援、支援者の研修・教育、及び被害者等の権利の擁護が促進されなければならない、と述べている（<http://www.worldsocietyofvictimology.org/about.html>）。

第二は、ネットワークがとりわけその草創期において、そこからさまざまな協力を得た、アメリカ合衆国のNOVA（National Organization for Victim Assistance）の活動である。NOVAの「使命」は「あらゆる場所における犯罪および危機（crisis）の被害者等のために権利とサービスを促進すること」であり、そのための4つの具体的な活動の一つが「被害者への直接的サービス」ある。この活動にはさまざまなものが含まれるが、その中で重要なものが「危機応答チーム」（Crisis Response Team）である。ここで、CRTの活動の詳細について論じる余裕は無いが、NOVAは大規模殺人事件やテロリズムのみならず、自然災害の現場にもCRTを派遣している。また、CRTの活動員の養成も事業の大きな柱となっている（<http://www.trynova.org/crt/>）。

繰り返すととなるが、以上やその他の例を参考にしながら、ネットワーク及びその加盟団体によって、大災害の被災者等に対してどのような支援活動が提供されるべきかについて、本格的に検討を開始すべき時が来ているように思われる。

編集後記

■先日、被災地石巻を訪れた。爪痕が残る中、街中ブルドーザーや重機の音…あれはまさしく復興の音。全国各センターの暖かい支援に感謝し、被災地では復興に向け力強く歩き出していることをお伝えしたい。(遠藤)

■東日本大震災の被害に遭われた方々には心よりお見舞い、ご冥福をお祈り申し上げます。また、一日も早い復旧・復興をご祈念いたします。犯罪被害者の方々も毎日生まれてしまっており、どこの県においても、同じ支援を途切れなく受けられるように、日々努力をさせていただきます。(和氣)

■東日本大震災により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地の各センターの方々のご尽力には頭が下がります。遅きに失した感はありますが、いまからでも役立てることを考え、実行していきたいと思えます。(熊谷)

次回発行予定日：2012年1月
 特集：全国犯罪被害者支援フォーラム2011・平成23年度秋期全国研修会

編集員一覧

発行責任：全国被害者支援ネットワーク

委員長：富田 信穂

(認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク副理事長・公益社団法人いばらき被害者支援センター理事長)

委員長代行：和氣 みち子

(認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク理事・公益社団法人被害者支援センターとちぎ)

熊谷 明彦

(認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク理事・公益社団法人被害者支援都民センター)

委員：池田 志津

(公益社団法人被害者支援都民センター)

遠藤 和子 (公益社団法人みやぎ被害者支援センター)

全国被害者支援ネットワーク事務局

ご寄附をいただきました



ライオンズクラブ贈呈式

長くご支援いただいている東京光が丘ライオンズクラブ様より10万円のご寄附をいただきました。全国被害者支援ネットワークは、今年も東京光が丘ライオンズクラブ様のご協力を得て、池袋駅前募金活動を行いました。

厚いご支援は、私たちの活動の源となっています。ありがとうございます



Two digits clubへの感謝状贈呈

two digits club様からも、10万円のご寄附をいただきました。代表の梶田勝会長は、クラブ会員の皆様に手記集「被害者の声」を配布して下さるなど、犯罪被害者支援の社会啓発に積極的にご尽力いただいています。

ご賛助いただいた皆さま (敬称略)

皆様の温かいご賛助に心から感謝申し上げます。

法人	株式会社 キノックス 一般社団法人 全国住宅等防犯設備技術適正評価監視機構 (代表理事 折元 洋巳) 宗教法人 浄土宗
個人の方	ヨシダ印刷(株) 吉田 克也、金城 清、赤崎 安満、山田 美和子、田村 裕、小阪 美穂子、小田 啓二、増茂 成史、 栃倉 美佐子、足立 和実、田中 隆夫、静永 俊道、原 孝吉、池戸 旬男、植村 完二、久納 浩三、陣川 公平、 福谷 芳浩、大槻 隆一、平井 紀夫、尾迫 勉、飯田 慶治、橋本 正次、内海 文志、穂荊 正治郎、加藤 恵美子、金谷 祐子、 藤田 きよ子、秦 一雄、菅野 陽子、梅田 勉、脇田 美子、河田 正子、松田 久美子、青木 智子、岡田 昌道、清野 すみ、 清野 恭子、阿部 千恵子、船戸 正雄、清野 克史、和氣 みち子、小林 祐介、名切力 (順不同) 他、匿名希望72名

☆なお、誤字、記載もれ等がございましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。

☆お名前の記載を望まれない方は、お申し出下さい。

(平成23年11月25日現在)